

令和2年4月22日  
(2020年)

業 者 各 位

契 約 課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う競争入札参加資格確認  
申請書等の提出について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受け、感染拡大防止に万全を期す観点から、和歌山市企業局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務における競争入札参加資格確認申請書等の提出について、現在公告中の案件も含めて、当面の間、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

## 1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

以下の内容を条件に郵送・配送（以下「郵送等」という。）での提出も可能とします。

- ・事前に契約課へ郵送等を希望する旨の電話連絡をすること。
- ・郵送等を行う前に、作成された書類を、公告文に記載する提出期限までにファクシミリ又は電子メールにより契約課まで送信すること。  
※使用印も押印された状態であること。
- ・ファクシミリ又は電子メールにより送信した後、契約課に**電話連絡**し、受信を確認すること。  
**※電話連絡による受信確認が無い場合は、書類の提出が無かったこととします。**
- ・ファクシミリ又は電子メールで送信された書類に不備が確認された場合は、当課職員からの指示に従い、修正のうえ公告文に記載する提出期限までに再度送信すること。
- ・**作成した書類の原本は、契約課へ郵送等を行うこと。**
- ・提出内容に疑義等が生じた場合は、電話による確認を行い、状況により再度の送信又は来庁をお願いする場合があります。

## 2 低入札価格調査に係る資料について

- (1) 資料の提出は必須ですが、ヒアリングについては原則実施しません。ただし、ヒアリングの実施が必要となった場合は、感染予防対策を徹底したうえで実施します。
- (2) 以下の内容を条件に郵送等での提出も可能とします。
  - ・事前に契約課へ郵送等を希望する旨の電話連絡をすること。
  - ・郵送等を行う前に、作成された書類を、公告文に記載する提出期限までにファクシミリ又は電子メールで契約課まで送信すること。

※使用印も押印された状態であること。

※ファクシミリ又は電子メールで送信する書類は、事前審査型制限付き一般競争入札（電入札方式）における入札条件第25条第1項第1号、第4号、第5号及び第6号に定める資料とする。

- ・ファクシミリ又は電子メールで送信した後、契約課に**電話連絡**し、受信を確認すること。

※電話連絡による受信確認が無い場合は、書類の提出が無かったこととします。

- ・ファクシミリ又は電子メールで送信された書類に不備が確認された場合は、当課職員からの指示に従い、修正のうえ公告文に記載する提出期限までに再度送信すること。
- ・作成した書類の原本は、契約課へ郵送等を行うこと。
- ・提出内容に疑義等が生じた場合は、電話による確認を行い、状況により再度の提出又は来庁をお願いする場合があります。

### 3 契約書類の提出方法等について

資格確認通知書等の受け渡し、契約書への押印、契約保証証書等の提出等については、契約課より連絡し、その方法について協議を行います。

### 4 書類提出（送付）先について

提 出 先     〒640-8511  
                 和歌山市七番丁23番地  
                 和歌山市企業局経営管理部  
                 契約課 工事契約班 宛て

電 話 番 号     073-435-1126

F A X 番 号     073-432-0040

E - m a i l     keiyaku@city.wakayama.lg.jp

### 5 その他

ファクシミリ又は電子メールに不具合が生じる場合もあるので、時間にゆとりをもって行っていただきますようお願いします。また、当課との連絡のやり取りができるような体制作りに務めていただきますようお願いします。